

「新たな平和教育」に関する提言(改訂版)

2018.3.1

いしかわ教育総合研究所

平和教育研究部会

1. はじめに

日本国憲法前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」とある。私たちは、これまで70年にわたり、日本国憲法の精神を具現化し、外国との戦争を回避してきた。国連加盟国中、戦後、戦争を回避してきた国は、数カ国しかない。わが国が戦後、憲法9条の下、紛争・戦争に直接参加しなかったことは紛れもない事実である。しかし、国際情勢は、その間、冷戦対立の深刻化とともに東西陣営の接点である朝鮮・ベトナム・ドイツなどにおいて悲惨な戦争や国家分断というかたちで対立が続いた。と同時に米ソを中心とした核兵器による軍拡が頂点に達した。冷戦終結以降、東西対立による戦争・紛争が沈静化する一方で、対立の構造が地域紛争へと変化してきた。また、9.11以降、「テロとの戦争」を標榜し、米国とその同盟国は自国の戦争を正当化してきた。

ノルウェーの平和学者ガルトゥングは、戦争や紛争の背後にある第三世界における貧困や飢餓、抑圧と差別などの克服が地球的規模での社会正義実現につながると訴えた。そして、従来からあった平和の概念を「消極的平和」であるとし、「構造的暴力の除去された状態」を「積極的平和」とする新たな視点を提起した。安倍首相の唱える「積極的平和主義」＝武力で相手を押さえつける「平和の論理」とはまったく正反対である。現実には、国際社会においては、飢餓、難民、貧困、テロ、民族の差別など平和に関する多くの課題が発生している。戦後70年にして安保関連法が成立したことにより、自衛隊が米国と共に戦争に参加することが現実のものとなった。

2. 「平和教育」の現状と課題

県内では、「8.6、8.9を中心とした平和教育」が実施され、定着化している。学校全体や学年、学級でさまざまな工夫された取り組みが報告されている。また、この「平和教育」が親子二代にわたって県民に意識化されている。このことは、私たちが進めてきた「平和教育」が長きにわたって、全県的に幅広く実践され、支持されてきたことを証明している。このような県は、全国的にも極めて稀有な特筆すべき存在である。しかし、学校現場の多忙化や裁量の余地が失われたカリキュラム編成、長年「平和教育」を担ってきた教職員の退職や若手教員の意識の変化などにより、「平和教育」を組織的に実施することが難しくなってきたことも事実である。また、従来から、節目日を中心とした「平和教育の通年化」がすすめられ

てきたものの、実施が困難な状況にあることも現実として認識しなければならない。

3. 提言

(1) 平和教育の視点

平和教育の歴史的視点には、以下の5点が挙げられる。

- ① 「15年戦争」における沖縄戦、広島・長崎の原爆による被害に象徴される被害体験を原点とする。
- ② 明治以降、日本の近代化に伴う、侵略戦争やアジアへの植民地支配、「15年戦争」を侵略と加害の問題としてとらえる。
- ③ 朝鮮・ベトナム戦争に象徴される、冷戦における米ソ対立の代理戦争に対する歴史認識も重要な課題である。
- ④ 冷戦終結以降、地域紛争や内戦の激化による難民、飢餓、貧困、テロなどの国際的な新たな問題が発生している。
- ⑤ 憲法改正の動きに係わる「9条と平和主義」軍事大国にならないための歯止めの崩壊、沖縄基地問題など、現代日本が抱える諸問題を平和の視点から学習する。

(2) 「平和教育」から「平和学習」への移行

戦争の被害や加害を教師の側が教える「平和教育」から戦争や「平和の問題」について子ども達が問題意識を持ち、主体的に調べ、考え、発信する「平和学習」への発展を提起する。日教組は2001年発刊の『これが平和学習だ!!』において「教え込む平和教育から子どもが主役の平和学習」として、「体験的参加型学習」を提唱している。

(3) 学習の場の多様化

学習の場の設定としては、以下のような場面を通じて実施されると考えられる。

- ① 総合的な学習（国際理解、地域学習、格差問題、貧困、テロなど）
- ② 社会科（地理；広島、長崎、中国、朝鮮半島、環境問題など、歴史；近（現）代史、公民；憲法学習、平和主義、国際理解など）、理科（環境問題、原発など）、国語科・英語科・美術科・音楽科・道徳（平和教材など）
- ③ 学級活動（節目日など）
- ④ 特設の時間（全校・学年集会）
- ⑤ 学校行事；文化祭、修学旅行（広島、長崎、沖縄）

(4) 行政との連携

県内の市町では、「平和都市宣言」、「非核都市宣言」が決議され、2018.2.1現在「平和首長会議」には11市8町すべてが加盟（2016.3では15市町）している。中には、行政機関が独自に平和に関する取り組みを実施しているところもある。（七尾市；平和

写真パネル展、野々市市；中学生の広島派遣、かほく市；鶴彬顕彰会支援、白山市；長崎戦争原爆被災展、金沢市；平和パネル展)

それら自治体宣言文の教材化や、自治体事業と学校における「平和教育」との連携が求められる。今後とも、石川県民主教育政治連盟に所属する議員や県教組が推薦する議員とともに地域ぐるみの平和に関する取り組みが追求されるべきである。

(5) 「平和教育」の継承

戦後 70 年を経て、戦争体験の継承が困難な状況になっている。こうした状況下、いしかわ教育総研平和教育部会では、ここ数年、公開研究講座「戦争体験を語り継ぐ」を実施し、直接戦争体験者の話を聞き、これらをDVD化してきた。これらの視聴覚教材等も活用して、戦争体験を風化させない取り組みが必要である。また、いしかわ総研研究員による憲法や歴史問題にかかわる講師団の出前講義なども大いに活用されたい。

一方、戦争体験の継承とともに、平和教育実践の継承もまた重要な課題である。教育研究集会の場のみならず、日々の授業のなかで、経験豊かな教職員の実践が、若い世代に継承される機会が図られることが必要である。

4. むすびに

2015 年 9 月、集団的自衛権の行使を認める安保関連法が成立、2017 年 6 月には共謀罪の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法が成立した。アジアで 2000 万人以上、日本で 310 万人もの犠牲者を出した無謀で悲惨な戦争を二度としないという決意のもとに日本国憲法が成立した。その戦後の原点がいまや否定されようとしている。米軍の指揮の下に日本の自衛隊が海外に派遣されることが可能となったのである。また、2018 年、この冬は連日「平昌オリンピック」の報道がなされ、学校現場では日本選手団の活躍を授業で取り扱うよう指示が出されたと聞く。2020 年・東京オリンピックに向けて、過剰なナショナリズムが鼓舞されることも懸念される。

我々は、今一度、憲法の本質に立ち返り、立憲主義のもと、個人が尊重され、一人ひとりの能力が最大限に発揮され、「平和のうちに生存する」ことが出来るような社会の構築を目指さなければならない。ユネスコ憲章は「人の心に平和のとりでを築く」と謳っている。戦争の悲惨さに対する「想像力」と自らが平和をつくる「創造力」をもった自立した市民の養成こそ、平和教育の究極的な目標となるであろう。

いしかわ教育総研は、現場で奮闘する教職員や市民と連携し、上記の提言が実践されるよう期待する。

【参考】

○「平和学」ガルトゥング博士の紹介 (2015.8.20 北陸中日新聞)

○平和首長会議 ホームページ <http://www.mayorsforpeace.org/jp/outlines/>